

管路研修施設における新型コロナウイルス 感染症の感染防止のためのガイドライン

作成：人材開発課技能継承係（令和2年5月25日）

改訂令和3年4月23日

1.ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている、感染症対策の持続的な取組を見据えて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）に伴う、全日本指定自動車教習所協会連合の取組を参考として、管路研修施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的に作成したものです。

管路研修施設においては、感染防止に努めるべく、創意工夫をしながら、このガイドラインを実践します。

2.リスク評価とリスクに応じた対応

管路研修施設では、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染についての職員の知識と理解を深めたうえで、研修講師及び研修者等の直接的または間接的接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討し実施します。

接触感染のリスクについては、他者と共有する工具・材料やドアノブなど、手が触れる環境表面と接触の頻度から対策を実施します。特に高頻度接触部（更衣室、工具、材料、テーブル、ベンチ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、シャワーヘッド、洗面器、手すり、など）では、適宜消毒を行う等の対応を行います。

飛沫感染のリスクについては、人と人との距離をどの程度空けることができるか、管路研修施設内で大声を出す場面や会話を行わなければならない場所がどこにあるのか等によりリスク評価し適切な対策を行います。

3.基本的留意点

基本的には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく感染拡大防止策の徹底が重要であることから、そのための留意点を次のとおりとします。

- (1)人との接触に伴うリスクを回避するため、対人距離を確保（できるだけ1～2メートルの距離をあける）して、いわゆる「密」な状況を作らない
- (2)来所者への適切な対応
 - ・来所前の検温を徹底し、発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）や体調不良を認める者の入場を制限する
 - ・説明時には来所者が密にならないように配置や導線を考慮して適切に誘導する
- (3)入口及び管路研修施設内に手指の消毒設備を設置し、こまめな消毒を呼びかける
- (4)マスク等の着用を徹底する（職員及び来所者に対する周知）
- (5)管路研修施設・倉庫内（工具・材料）の消毒及び洗浄
- (6)手洗い、咳エチケットの徹底
- (7)設置したペーパータオルか個人持参のタオルを使用し、タオルの共用はさせない

※(1)にいう「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生のリスクを高める 3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。

4.研修者の入所者数の管理と入所時の対応

- (1)管路研修施設の入所者数は、実技講師及び研修者の接触が少なく、ソーシャルディスタンスを保ちながら、お互いが対面にならないように工夫し調整する
- (2)管路研修施設への入所に際しては、都道府県知事からの要請に基づき実施している措置や、このガイドラインに基づき実施している感染防止措置を説明し、身体的距離の確保・マスク等の着用・手洗い等、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した、別添の「新しい生活様式」の実践例に掲げる対策への協力を、事前に TE 会議や研修前の通知等で要請する。

5.症状のある人の来所制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあるとは考えられているが、管路研修施設における感染対策としては、症状のある人の来所を制限することを優先し、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来所しないことをホームページや事前の年間活動計画説明会で周知徹底する。

6.来所時の対応

- (1)研修者には、入口に設置した消毒液での手指消毒を徹底させ、職員は研修生等の適切な導線や移動方法を設定して「密」な状態を避けることに努める
- (2)発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場を制限するため、受付時には非接触体温計による体温測定（検温）による発熱チェックと、研修者に体調をチェックリストに記録してもらうことで体調を把握し、これらに異常があった場合には施設への立入りはさせない
- (3)管路研修施設及び庁舎内ではマスク等の着用を徹底し、マスクをしていない、または忘れた人へのマスク提供も検討する

7.管路研修施設での対応

- (1)管路研修施設内の各所に消毒液を設置して、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境を整える
- (2)複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すりなど）を始業前及び適宜消毒する。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃とする。
- (3)対人距離を確保するため、椅子等の配置は、できるだけ2メートルを目安に間隔を空け、2メートル以内の間隔で対面して座ることがないように配置する

- (4) 天候その他の気象条件を踏まえつつ、換気などを工夫しながら対応する
- (5) 熱中症対策の水分補給のため、休憩時等にウォータージャグを使用するときは、多数の人が触れないよう、しっかりと手指の消毒を行った特定の一人が、使い捨て紙コップに注いで配る
- (6) 管路研修施設や更衣室では、研修者等同士が大声での会話を行わないよう呼びかけるとともに、職員は研修生等同士が大声で会話等を行っていないことを確認し、必要があれば注意を行う

8. トイレ

トイレは感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意します。

- (1) 便器内は通常の清掃とするが、タンクレバーやペーパーホルダー、蛇口等の不特定多数の人が接触する場所は、清拭消毒を行う
- (2) トイレの上蓋を閉めて汚物を流すことをポスター掲示により注意喚起する
- (3) 共通のタオルは置かずにペーパータオルを設置する

9. 更衣室・休憩スペース

来所者が利用する更衣室や休憩スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意する。

- (1) 人の密集や飛沫感染を防止するため、入替制にする等、一度に利用する人数を減らす。
- (2) 休憩時は対面での食事や会話をしないことを徹底する
- (3) 窓を開け放つ等により常時換気を行う
- (4) 手や口が触れるようなもの（コップ等）は、適切に洗浄消毒するか使い捨て紙コップを使用する。
- (5) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒をする。
- (6) 入退室前後の手洗いを徹底する。

10. ゴミの廃棄

- (1) 鼻水、唾液などが付いたと思われるゴミは、ビニール袋に入れて密閉し廃棄する
- (2) ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、ビニール袋に入れて密閉し廃棄する
- (3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で 30 秒間ほど手を洗う。

11. 技能研修時の対応

技能研修では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声しなければならない状態が生じるため、次のことに留意して、感染のリスクを下げるようにする。

- (1) 飛沫感染防止のため、研修講師及び研修生にはマスク等の着用を徹底する
- (2) 手袋は、医療機関でなければ特に着用の必要はないとされているが、清潔な軍手の着用は、接触時のリスク軽減とともに研修生に安心感を与えることから着用する。この際常用とはせずこまめな手洗いをすることを呼びかける。

12.職員の感染防止措置

- (1)出勤前は検温による健康チェックを行ない、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は自宅で静養する。
- (2)職員間で互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気醸成する。
- (3)こまめな手洗いや手指の消毒を励行する
- (4)ユニフォームはこまめに洗濯することに努める。
- (5)係長は、職員が休養や良質な睡眠などにより感染症に対する抵抗力を高めていくことができるように配慮する
- (6)朝ミーティングを活用して、別添の「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの感染症対策意識を高める
- (7)地域での感染拡大の可能性が報告された場合には、業務の一時停止を検討する

13 ガイドラインの改訂

このガイドラインは、今後、必要に応じて適宜改訂を行うこととする。

以上